

国家公務員災害補償法に基づく年金の担保貸付
取扱に関する協定書

法 務 省（以下「甲」という。）と沖縄振興開発金融
公庫（以下「乙」という。）は、沖縄振興開発金融公庫法（昭和
47年法律第31号）第19条第1項第2号に基づき乙が行う国
家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第9条に規定
する年金（以下「年金」という。）の担保貸付に関し、次のとお
り協定を締結する。

（支給状態証明書の交付）

第1条 甲又は甲の長の権限を委任されている者（以下「実施機
関」という。）は、年金を受ける権利を有する者（以下「受給
権者」という。）から乙の定める支給状態証明書の交付の請求
を受けたときは、必要事項を証明し、これを当該受給権者に交
付する。

（担保権設定の通知）

第2条 年金に担保権を設定した乙は、第3条に定める年金の支
払日（以下「支払日」という。）の3週間前までに乙の定める
担保権設定届書により実施機関に担保権設定の通知を行う。た
だし、支払日の4週間前の日から支払日の前日までの間に担保

権が設定された場合にあつては、当該支払日以降速やかに通知
するものとする。

（年金の支払）

第3条 実施機関は、担保権設定の通知を受けた年金を第4条に
定める担保権消滅の通知を受けるまでの間、各支払期月の1日
（その日が日曜日又は休日に当たるときは、その翌日）に乙に
支払う。この場合、実施機関は、乙に受給権者の氏名、年金証
書の記号番号、年金の支払額、支払期月及び支払日を記載した
支払明細書を送付する。

2 前項の年金の支払は原則として、乙の指定する銀行預金口座
に振り込むことによつて行う。

（担保権消滅の通知）

第4条 乙は、年金に係る担保権が消滅したときは、乙の定める
担保権消滅届書により速やかに実施機関に担保権消滅の通知を
行う。

（年金額の改定の通知）

第5条 担保権の設定された年金の額が改定されることとなる
ときは、実施機関は、書面によりその旨を乙に通知する。

（請求手続等の公庫の代位）

第6条 担保権の設定された年金に係る人事院規則16-4（補





償及び福祉施設の実施) 第11条(第11条の4において準用する場合を含む。)及び同規則第16条に定める手続並びに年金証書の記載事項の変更に伴う手続は、乙が受給権者に代つてこれを行うことができる。ただし、同規則第32条に定める定期報告は、乙は原則としてこれを代位して行わない。

(過誤受年金の返還)

第7条 実施機関は、受給権者の失権その他の事由により年金を乙に過誤払したときは、返納金納入告知書により当該過誤払額を乙に請求する。

2 乙は、前項の請求を受けたときは、過誤受額を実施機関の指定する方法により返還する。

(協定事項の改定等)

第8条 この協定に定めのない事項の取扱い又はこの協定に改定の必要が生じた場合の取扱いについては、その都度、甲と乙とが協議して決定するものとする。

この協定を締結した証として、正本2通を作成し、双方記名押印のうえ、各その1通を保有する。

昭和56年10月15日

甲 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
法務大臣 奥野誠亮



乙 沖縄振興開発金融公庫
理事長 田辺博通



国家公務員災害補償法に基づく年金の担保貸付取扱に関する協定書

法務省（以下「甲」という。）と株式会社日本政策金融公庫（以下「乙」という。）は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）に基づき乙が行う国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第9条に規定する年金（以下「年金」という。）の担保貸付に関し、次のとおり協定を締結する。

（支給状態証明書の交付）

第1条 甲又は甲の長の権限を委任されている者（以下「実施機関」という。）は、年金を受ける権利を有する者（以下「受給権者」という。）から乙の定める支給状態証明書の交付の請求を受けたときは、必要事項を証明し、これを当該受給権者に交付する。

（担保権設定の通知）

第2条 年金に担保権を設定した乙の支店（国民生活事業）（以下「乙の該当支店」という。）は、第3条に定める年金の支払日（以下「支払日」という。）の3週間前までに乙の定める担保権設定届書兼年金支払請求書により実施機関に担保権の設定の通知を行う。ただし、支払日の4週間前の日から支払日の前日までの間に担保権が設定された場合にあつては、当該支払日以降速やかに通知するものとする。

2 実施機関は、前項に掲げる担保権設定届書兼年金支払請求書を受領したときは、乙の該当支店に速やかに受理通知書を送付する。

（年金の支払）

第3条 実施機関は、担保権設定の通知を受けた年金を第4条に定める担保権消滅の通知を受けるまでの間、各支払期月の1日（その日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の土曜日、日曜日又は休日でない日）に、乙の該当支店に支払う。この場合、実施機関は、乙の該当支店に受給権者の氏名、年金証書の記号番号、年金の支払額、支払期月及び支払日を記載した支払明細書を送付する。

2 前項の年金の支払は、原則として、乙の該当支店の指定する金融機関の預金口座に振り込むことにより行う。

（担保権消滅の通知）

第4条 乙の該当支店は、年金に係る担保権が消滅したときは、乙の定める担保権消滅届書により速やかに実施機関に担保権の消滅の通知を行う。

（年金額の改定の通知）

第5条 担保権の設定された年金の額が改定されることとなるときは、実施機関は、書面によりその旨を乙の該当支店に通知する。

（請求手続等）

第6条 担保権の設定された年金に係る人事院規則16-4（補償及び福祉事業の実施）第11条第1項（第11条の4において準用する場合を含む。）及び同規則第16条に定める手続並びに年金証書の記載事項の変更に伴う手続は、乙が受給権者に代わってこれを行うことができる。ただし、同規則第32条に定める定期報告は、乙は原則としてこれを代位して行わない。

（過誤受年金の返還）

第7条 実施機関は、受給権者の失権その他の事由により年金を乙に過誤払したときは、返納金納入告知書により当該過誤払額を乙の該当支店に請求する。

2 乙の該当支店は、前項の請求を受けたときは過誤受額を実施機関の指定する方法により返還する。

（受給権者に係る個人情報の取扱い）

第8条 甲及び乙は、相互に提供を受けた受給権者に関する一切の情報（以下「個人情報」という。）について、これを第三者に提供してはならない。

2 甲及び乙は、相互に提供を受けた個人情報を株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律に基づく業務に係る事務においてのみ使用し、他の目的に用いてはならない。

3 甲及び乙は、前項の事務の従事者に対し前2項に定める事項を十分説明し、個人情報に係る安全管理が図られるよう、必要かつ適正に監督を行わなければならない。

4 甲及び乙は、相互に提供を受けた個人情報の漏えいが発生した場合は、直ちに相手方に報告しなければならない。

5 個人情報の取扱いについては、この協定の締結以前に提供を受けた個人情報に対しても適用され、この協定の終了後もなお継続する。

（協定事項の改定等）

第9条 この協定に定めのない事項の取扱い又はこの協定に改定の必要が生じた場合の取扱いについては、その都度、甲と乙とが、協議して決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成20年10月1日から適用する。

2 甲と国民生活金融公庫との間で締結した昭和56年10月15日付け国家公務員災害補償法に基づく年金の担保貸付取扱に関する協定は、この協定の適用をもって廃止する。

3 平成20年9月30日以前に発生した事案の処理については、なお従前の例による。

この協定を締結した証として、正本2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年10月10日

甲 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

法務大臣 森 英 介

乙 東京都千代田区大手町1丁目9番3号

株式会社日本政策金融公庫
代表取締役総裁 安 居 祥 策